



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*61 和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課) 1

○ 告示

- 1286 一般競争入札による落札者の決定 (情報政策課) 2
- 1287 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) 3
- 1288 " (") 3
- 1289 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 4
- 1290 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (") 4
- 1291 " (") 4
- 1292 和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加しようとするものに必要
な資格等 (技術調査課) 5
- 1293 道路の区域変更 (道路保全課) 7
- 1294 " (") 8
- 1295 " (") 8
- 1296 " (") 9
- 1297 道路の供用開始 (") 9
- 1298 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 10
- 1299 " (") 11

○ 人事委員会告示

10 平成23年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施 12

○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) 16
- " (") 16
- " (") 16

規 則

和歌山県規則61号

和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走実施規則(昭和37年和歌山県規則第72号)の一部を次のように改正する。

第65条第2号及び第3号中「定める者」を「定めるもの」に改め、同条第6号及び第9号中「認める者」を「認めるもの」に改める。

第67条第1項第7号中「、競輪の開催に必要な者」を「競輪の開催に必要なもの」に改める。

第69条第3号中「許可した者」を「許可したもの」に改める。

第74条の5中「普通選手番号二連勝複式勝者投票法」を「枠番号二連勝複式勝者投票法」に改める。

第77条第3項第1号中「すべて」を「全て」に改める。

付表第2を次のように改める。

付表第2（第51条関係）

| 枠番号及び色別 | | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 | | 6 | |
|------------------|-------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|--|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | | | |
| 出走すべき選手が9人であるとき。 | 選手番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | | | |
| | ユニフォーム及びヘルメット覆いの色 | 白 | 黒 | 赤 | 青 | 黄 | 緑 | 橙 | 桃 | 紫 | | | |
| 出走すべき選手が8人であるとき。 | 選手番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | | | | |
| | ユニフォーム及びヘルメット覆いの色 | 白 | 黒 | 赤 | 青 | 黄 | 緑 | 橙 | 桃 | | | | |
| 出走すべき選手が7人であるとき。 | 選手番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | | |
| | ユニフォーム及びヘルメット覆いの色 | 白 | 黒 | 赤 | 青 | 黄 | 緑 | 橙 | | | | | |
| 出走すべき選手が6人であるとき。 | 選手番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | | | | | |
| | ユニフォーム及びヘルメット覆いの色 | 白 | 黒 | 赤 | 青 | 黄 | 緑 | | | | | | |
| 出走すべき選手が5人であるとき。 | 選手番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | | | | | | |
| | ユニフォーム及びヘルメット覆いの色 | 白 | 黒 | 赤 | 青 | 黄 | | | | | | | |

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1286号

和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 落札者を決定した日
平成23年11月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社パスコ和歌山支店
和歌山県和歌山市六番丁24
- 5 落札金額
29,988,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,428,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年9月30日

和歌山県告示第1287号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年1月30日まで縦覧に供する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成23年11月30日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山国際脊椎先端技術開発研究会
- 3 代表者の氏名
吉田宗人
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市七番丁11-1 アラスカビル
- 5 定款に記載された目的

この法人は、脊椎脊髄病治療に関する最先端技術の修得を目指す医師を全国から募り、関係諸機関と連携して、効率的かつ短期間に高レベルの専門医に養成することを支援するとともに、さらに進んだ治療技術の開発や脊椎脊髄病手術実績の蓄積、関連情報の提供などを行うことにより、和歌山県民の医療・福祉および経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1288号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年2月2日まで縦覧に供する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成23年12月2日
- 2 名称
特定非営利活動法人下津スポーツクラブ

3 代表者の氏名

瀬川禎彦

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海南市下津町下津500番地1 海南市民交流センター（3階）

5 その他の事務所の所在地

和歌山県海南市下津町方711番地1

6 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、生涯スポーツ振興と各種コミュニティに関する事業を行い、青少年の健全育成、市民の健康増進を図るとともに、市民間の絆を強め、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1289号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 指定の有効期限 |
|------------|-----------------|--------------------------|-------------|--------------------------------|---------------|----------------|-----------|------------|
| 3011400359 | 訪問介護ステーションウエルネス | 海南市日方1274-76 ウェルネスコート海南内 | 居宅介護・重度訪問介護 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児 | 株式会社ウエルネス・コート | 和歌山市太田二丁目13番2号 | 平成23.11.1 | 平成29.10.31 |

和歌山県告示第1290号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 障害福祉サービスの種類 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------------|-------------------|------------------|-----------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------|
| 3010120917 | ヘルパーステーションアイリス | 居宅介護・重度訪問介護・同行援護 | 主たる事務所の所在地 事業所の所在地 | 和歌山市福町20番地の2 ハイツフローラル福町202号 | 岩出市中島611番地の1 フレグランスうの207号室 | 平成23.11.1 |
| 3011000415 | さくら・介護ステーションももたろう | 居宅介護・重度訪問介護 | 事業所の所在地 | 橋本市隅田町中島47-1 ベルクレスト101号 | 橋本市隅田町中島993-1 | 平成23.11.4 |

和歌山県告示第1291号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所 | 事業所の名称 | 障害福祉サービス | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更 |
|-----|--------|----------|------|-----|-----|----|
|-----|--------|----------|------|-----|-----|----|

| 番 号 | | の 種 類 | | | | 年 月 日 |
|----------------|-------|-----------------------|----------------|-------------------|---------|---------------|
| 3022000 016 | 太陽ホーム | 共同生活介 護・共同生 活援助 | 主たる事務所の 所在地 | 御坊市藤田町吉田977- 8 | 御坊市島384 | 平成 23.11.1 |

和歌山県告示第1292号

平成24年6月1日から平成26年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとするものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を、次のように定める。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事種別

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するもの

2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないこととする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更正手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 申請者若しくは申請者の役員、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人、法定代理人又は総株主の議決権の5%以上を有する株主若しくは出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者

オ 審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下の者

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

キ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていない者又は民事再生法第22条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で同法第33条の規定に基づく再生手続開始の決定されていない者

ク 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ケ 申請する業種について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者

コ ケの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者

サ 申請時点で有効な経営事項審査を申請していない者

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 客観的事項

法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）

イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

平成24年1月11日から同月31日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）までの間で主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所が定める日時及び場所とする。

(2) 申請書類

- ア 平成24・25年度入札参加資格審査申請書（県内建設業者）
- イ 地方基準点数等一覧表
- ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表
- エ 建設業関連学科新規卒業業者雇用一覧表
- オ 技術職員・CDP取得者数一覧表
- カ 職員名簿（技術職員以外）
- キ 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表
- ク 確約書、災害時等対応重機調書、運転者調書、災害時対応仮設資材調書及び災害時等緊急対応実績書
- ケ 総合評定値通知書の写し（特別な場合を除き、経営事項審査における審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までのもの）
- コ 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成23年12月1日以降のもの）
- サ 消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明年月日が平成23年12月1日以降のもの）
- シ 経営規模等評価申請に使用した損益計算書の写し（法人の場合は完成工事原価報告書の写し）
- ス 同意書
- セ 暴力団排除に関する誓約書
- ソ 独占禁止法（昭和22年法律第54号）の遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書及び該当する研修会（講習会）資料の写し（表紙、目次等資料の概要の分かるページを数枚程度にまとめたもの）
- タ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項の規定に基づく不当要求防止責任者講習を受講している者は、受講修了書の写し
- チ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、協定に同意している者は、これを証明する書面
- ツ IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- テ IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ト エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ナ 産業廃棄物の処理体制について、次に示す書面のうち該当するもの
 - (ア) 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し
 - (イ) 産業廃棄物処分業許可証の写し
 - (ウ) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (エ) 建設廃棄物処理委託契約書の写し（平成23年1月1日から同年12月31日までの間の代表的なもの1件分）
- ニ 労働安全衛生法関係資格者を雇用している者は、資格を有することを証明する書面の写し
- ヌ CPDを実施団体が定める推奨単位数以上取得した者を雇用している者は、単位を取得したことを証明する書面の写し
- ネ 建設業労働災害防止協会の会員である者は、これを証明する書面

- ノ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に該当する者（以下「法定義務建設業者」という。）で障害者を雇用しているものにあつては直近の同項に規定する報告書の写し、法定義務建設業者でない者で障害者を雇用している者にあつては障害者雇用状況調べ
- ハ 新規卒業者を雇用している者は、当該新規卒業者に係る卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載したムの（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- ヒ 優秀施工者国土交通大臣表彰（建設マスター）受賞者を雇用している者は、当該受賞者に係るムの（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- フ 平成21年1月2日から平成24年1月1日までの間に、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から事業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し
- ヘ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書
- ホ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号 労働保険 保険関係成立届」の写し
- マ 社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書
- ミ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し
- ム ウからカ及びクに記載した職員に係る次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
（ア）社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書
（イ）社会保険に加入していない場合で、かつ、雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等
（ウ）雇用保険に加入できない場合は、平成23年4月以降の源泉徴収簿又は賃金台帳等及び健康保険被保険者証

モ 審査対象となる経営規模等評価申請書控えの中の「技術職員名簿」

(3) 申請書類等の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出の方法

郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

和歌山県告示第1293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備 考 メートル |
|---|------|--------------------|------------|---|
| 新宮市熊野川町玉置口字上地19 8番13地先から奈良県境まで | 旧 | 3.20 } 15.50 | 4,060.00 | 玉置口橋 L=38.70 |
| 同上 | 新 | 3.20 } 15.50 | 4,060.00 | 玉置口橋 L=38.70 |
| 新宮市熊野川町玉置口字上地19 8番13から同市熊野川町玉置口 字上地373番地先まで | 新 | 9.20 } 86.40 | 1,280.00 | 玉置口第1橋 L=261.00 玉置口第2橋 L=142.00 玉置口第3橋 L=49.00 玉置口トンネル L=138.00 竹筒トンネル L=967.79 |

和歌山県告示第1294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備 考 |
|--|------|-------------------|------------|-----|
| 海草郡紀美野町動木字下墓尾99 番1地先から同町動木字下墓尾1 09番5地先まで | 旧 | 5.61 } 7.37 | 78.38 | |
| 同上 | 新 | 5.61 } 9.64 | 78.38 | |

和歌山県告示第1295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の 幅員 メートル | 延長 メートル | 備 考 メートル |
|--|------|---------------------|------------|----------------------------------|
| 伊都郡かつらぎ町大字東洪田字 西中370番1地先から同町大字東 洪田字西中371番2地先まで | 旧 | 5.40 } 15.59 | 1,883.60 | |
| 同上 | 新 | 5.40 } 15.59 | 1,883.60 | |
| 同上 | 新 | 10.85 } 37.87 | 1,821.30 | 仮称 1号橋 L=12.60 仮称 2号橋 L=14.50 |

和歌山県告示第1296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 168号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の 幅員 メートル | 延長 メートル | 備 考 |
|---------------|------|---------------------|------------|-----|
| 新宮市五新1283番1地内 | 旧 | 9.09 } 9.14 | 20.40 | |
| 同上 | 新 | 12.28 } 12.28 | 24.37 | |

和歌山県告示第1297号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 168号

供用開始の区間 新宮市五新1283番1地内

供用開始の期日 平成23年12月16日

和歌山県告示第1298号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

志賀川右支溪(5-382-1-041)、志賀川左支溪(5-382-1-052)、志賀川左支溪(5-382-1-053)、小池川右支溪(5-382-2-028)、小池川右支溪(5-382-2-029)、小池川右支溪(5-382-2-031)、小池川右支溪(5-382-2-032)、小池川右支溪(5-382-2-033)、志賀川右支溪(5-382-2-035)、比井路谷1(5-382-2-040-1)、比井路谷2(5-382-2-040-2)、比井路谷川左支溪(5-382-2-041)、片河谷川右支溪(5-382-2-063)、雨谷2(5-382-2-067-1)、雨谷3(5-382-2-067-2)、志賀川右支溪(5-382-3-001)、志賀川右支溪(5-382-1-046-1)、志賀川右支溪(5-382-1-046-2)、志賀川右支溪(5-382-1-047)、志賀川右支溪(5-382-1-048)、志賀川左支溪(5-382-1-049)、志賀川左支溪(5-382-1-050)、志賀1(5-382-2-001)、志賀2(5-382-2-002)、向田谷(5-382-2-044)、久志ノ谷(5-382-2-049-1)、久志ノ谷(5-382-2-050)、西谷(5-382-2-051-1)、西谷(5-382-2-051-2)、西谷(5-382-2-053)、曾我谷(5-382-2-054)、曾我谷(5-382-2-055)、志賀川右支溪(5-382-2-056)、志賀川左支溪(5-382-2-057-1)、志賀川左支溪(5-382-2-057-2)、大原(5-382-2-058)、大原(5-382-2-059)、志賀川左支溪(5-382-2-060)、志賀川左支溪(5-382-2-061)、天満(Ⅱ-4080)、比井路1(Ⅱ-4083)、比井路2(Ⅱ-4084)、三河谷(Ⅱ-4086)、岩之裕(Ⅱ-4088)、宮ノ脇(Ⅱ-4090)、寺谷(Ⅱ-4092)、志賀20(Ⅱ-50141)、志賀21(Ⅱ-50142)、志賀22(Ⅱ-50143)、志賀23(Ⅱ-50144)、志賀24(Ⅱ-50145)、志賀25(Ⅱ-50146)、志賀26(Ⅱ-50147)、志賀27(Ⅱ-50148)、志賀28(Ⅱ-50149)、志賀29(Ⅱ-50150)、志賀30(Ⅱ-50151)、志賀31(Ⅱ-50152)、志賀32(Ⅱ-50153)、志賀33(Ⅱ-50154)、志賀34(Ⅱ-50155)、志賀35(Ⅱ-50156)、志賀36(Ⅱ-50157)、志賀37(Ⅱ-50158)、南(Ⅰ-939)、森前(Ⅰ-940)、藤内(Ⅰ-942)、神田(Ⅰ-943)、古小杭1(Ⅰ-3928)、古小杭2(Ⅰ-3929)、志賀2(Ⅰ-50095)、志賀10(Ⅰ-50096)、名草(Ⅱ-4053)、古小杭3(Ⅱ-4059)、古小杭4(Ⅱ-4062)、古小杭5(Ⅱ-4063)、西谷(Ⅱ-4069)、寺谷(Ⅱ-4070)、大原1(Ⅱ-4073)、芝ノ上(Ⅱ-4074)、大原2(Ⅱ-4077)、大原3(Ⅱ-4079)、志賀1(Ⅱ-50129)、志賀3(Ⅱ-50131)、志賀4(Ⅱ-50132)、志賀5(Ⅱ-50133)、志賀6(Ⅱ-50134)、志賀7(Ⅱ-50135)、志賀11(Ⅱ-50139)、志賀12(Ⅱ-50140)、五反田(Ⅲ-2532)、古小杭6(Ⅲ-2534)、清山(Ⅲ-2537)、里神(Ⅲ-2545)、岩ノ谷2(Ⅱ-4050)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域の名称
片河谷川右支溪(5-382-2-062)、志賀川左支溪(5-382-2-064)、雨谷1(5-382-2-066)、志賀川左支溪(5-382-2-069)、志賀8(Ⅱ-50136)、志賀9(Ⅱ-50137)、志賀13(Ⅱ-50138)
- (3) 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- (4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1299号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
乾谷川(1-202-1-068)、日方川右支溪(1-202-1-069)、日方川右支溪(1-202-1-070)、日方川右支溪(1-202-1-071)、日方川右支溪(1-202-3-024-1)、日方川右支溪(1-202-3-024-2)、女良川右支溪(1-301-1-014)、女良川右支溪(1-301-1-015)、女良川右支溪(1-301-1-016)、女良川右支溪(1-301-1-017)、女良川左支溪(1-301-2-005)、加茂川右支溪(1-301-2-007)、西ノ浦川(1-301-1-065-1)、小島川(1-301-1-066-2)、下津001(1-301-1-067)、下津003(1-301-1-069)、下津004(1-301-2-012)、下津005(1-301-3-013)、下津006(1-301-3-014)、下津008(1-301-3-016)、下津009(1-301-3-017)、大崎1(1-301-2-002)、方1(1-301-1-010-1)、方2(1-301-1-010-2)、女良川右支溪(1-301-3-002)、女良川右支溪(1-301-3-003)、女良川右支溪(1-301-2-003)、ハコヤ谷(1-301-2-004)、赤川(1-301-1-012)、八伏谷川(1-301-1-013)、大谷川(1-301-1-055)、方南1(1-301-3-011-1)、方南2(1-301-3-011-2)、黒江(1)(Ⅰ-449)、天王丁・永正寺(Ⅰ-450)、北ノ丁(Ⅰ-454)、黒江(2)(Ⅰ-3457)、北ノ丁(2)・北ノ丁(3)(Ⅰ-3458)、黒牛(Ⅰ-3459)、北ノ丁(4)・北ノ丁(5)(Ⅰ-3489)、黒江(6)(Ⅰ-3490)、黒江(202)(Ⅱ-2277)、黒江(203)(Ⅱ-2278)、黒江(204)(Ⅱ-2279)、黒江(301)(Ⅲ-1122)、池崎(Ⅰ-463)、戸坂・戸坂(2)(Ⅰ-637)、丸田(1)(Ⅰ-654)、丸田(2)(Ⅰ-2153)、丸田(3)(Ⅰ-3507)、丸田(4)(Ⅰ-3531)、丸田(201)(Ⅱ-2321)、丸田(202)(Ⅱ-2322)、丸田(302)(Ⅲ-1208)、脇の浜・脇ノ浜(2)・脇の浜(3)・脇ノ浜(4)・脇ノ浜(5)(Ⅰ-624)、新田・下津宮の前(Ⅰ-626)、西の浦・下津宮の前(Ⅰ-630)、下津(1)(Ⅰ-640)、下津(2)(Ⅰ-3516)、新田(Ⅰ-3517)、下津(5)(Ⅰ-3527)、下津(6)(Ⅰ-3544)、下津(7)(Ⅰ-3636)、下津(201)(Ⅱ-2353)、下津(303)(Ⅲ-1251)、下津(304)(Ⅲ-1252)、下津(305)(Ⅲ-1253)、下津(101)(Ⅰ-90001)、下津(106)(Ⅰ-90002)、下津(102)(Ⅱ-90001)、下津(103)(Ⅱ-90002)、下津(104)(Ⅱ-90003)、下津(105)(Ⅱ-90004)、方(3)(Ⅰ-3506)、方北・方北・方北

(I-3523)、方(2)(I-615)、波床・大谷・硯(I-619)、方(I-623)、方(201)(II-2313)、方(202)(II-2315)、方(301)(III-1257)、方(203)・上(201)(II-2355)、方(101)(II-90032)、丸田(101)(II-90014)、丸田(102)(I-90006)、丸田(103)(I-90007)、黒江(101)(I-90008)、黒江(102)(III-90002)、黒江(103)(II-90015)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

小原川右支溪(1-301-1-056)、虫上谷川(1-301-1-061)、小原川右支溪(1-301-1-062)、西ノ浦川(1-301-1-065-2)、小島川(1-301-1-066-1)、下津002(1-301-1-068)、下津007(1-301-3-015)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第10号

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定による任期を定めた職員(以下「育休任期付職員」という。)及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成23年12月16日

和歌山県人事委員会事務局長 曾根 義 廣

平成23年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験(Ⅲ種相当)要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

<育休任期付職員採用試験>

| 試験区分 | 採用予定人員 | 主な職務内容 |
|-----------|--------|-------------------------------|
| 一般事務・和歌山 | 5人程度 | 総務関係等の業務 |
| 一般事務・紀 中 | 2人程度 | 総務関係等の業務 |
| 土 木 ・ 紀 北 | 1人程度 | 伊都振興局建設部(橋本市)における工事の積算・監督等の業務 |
| 農 業 ・ 紀 中 | 1人程度 | 日高振興局地域振興部(御坊市)における農業改良普及等の業務 |

<任期付短時間勤務職員採用試験>

| 試験区分 | 採用予定人員 | 主な職務内容 |
|----------|--------|--|
| 一般事務・和歌山 | 3人程度 | 知事部局における総務関係等の業務 |
| 農業・紀中 | 1人程度 | 果樹試験場うめ研究所（みなべ町）におけるうめの試験研究業務（栽培、品種、土壌・肥料、病害虫業務のうちいずれかの業務） |

この表の試験区分のうち「和歌山」、「紀北」及び「紀中」の勤務地は、次の表のとおりとする。

勤務地区分表

| 区 分 | 勤 務 地 の 範 囲 |
|-------|------------------|
| 和 歌 山 | 和歌山市、海南市、海草郡 |
| 紀 北 | 橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡 |
| 紀 中 | 有田市、御坊市、有田郡、日高郡 |

採用予定人員、主な職務内容及び勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

| | 試験種目 | 配点 | 内 容 | 試験時間 |
|-------|---------------|------|--|--------|
| 第1次試験 | 教養試験 (択一式) | 300点 | 公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (30題) <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 | 1時間30分 |
| | 適性検査 | | 通常の職務遂行に必要な適性についての検査（判定は、第2次試験で行う。） | |
| 第2次試験 | 面接試験 | 420点 | 人物、能力、性格等についての個別面接 | |

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

| | 日 時 | 試験地 | 合 格 発 表 |
|-------|-------------------|------|--|
| 第1次試験 | 平成24年1月29日（日）午後1時 | 和歌山市 | 平成24年2月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。 |
| 第2次試験 | 平成24年2月中旬 | 和歌山市 | 平成24年2月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。 |

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課
海草振興局建設部海南工事事務所
東牟婁振興局串本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局へ請求すること。

また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成24年1月4日（水）から受付を開始し、平成24年1月13日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成24年1月4日（水）午前10時から平成24年1月10日（火）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。

採用は、おおむね平成24年4月から開始される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合

がある。（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）

(2) 任用期間及び勤務時間は以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日勤務を含む。）等をする場合がある。

＜育休任期付職員＞

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで

○休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、年末、年始

＜任期付短時間勤務職員＞

○任期 おおむね1年以内

なお、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任用期間を延長する場合がある。

○勤務時間

| 試験区分 | 勤務時間 | 休日 |
|----------|---------------------------------|----------------------|
| 一般事務・和歌山 | (A) 午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分 | 土曜日、日曜日、休日、 年末、年始 |
| | (B) 午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分 | |
| 農業・紀中 | 週2日午前9時から午後5時5分までの週14時間10分 | |

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

| 試験区分 | 初任給 | 適用給料表 |
|--------------------------|---------------------|-------------------------|
| 育休任期付職員 | 144,500円 | 行政職給料表 |
| 任期付短時間勤務職員 （一般事務・和歌山） | 勤務時間 (A) 52,827円 | 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表 |
| | 勤務時間 (B) 71,473円 | |
| 任期付短時間勤務職員 （農業・紀中） | 53,083円 | 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表 |

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の定めに従い、育休任期付職員については扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給され、任期付短時間勤務職員については通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

| 試験の種類 | 請求できる人 | 開示内容 | 開示期間 |
|-------|-----------|--|--|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者 | 得点及び順位 | 合格発表の日から1月間 （土曜日、日曜日及び休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者 | (1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位 | |

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画用途地域の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画特別用途地区の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画防火地域及び準防火地域の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課